

令和 7 年度 中央区ミナミエリア一般廃棄物 収集運搬業務委託（概算契約） 仕様書

1. 業務概要

本業務は、本市が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

なお、本業務は、現在入札手続き実施中の「令和 7 年度 中央区ミナミエリア巡回清掃及び啓発業務委託（以下、「巡回清掃」という。）」により回収した一般廃棄物を運搬するものであることから、当該案件が入札不調となった場合は、本業務は実施しない。

2. 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

3. 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

4. 履行期間

令和 7 年 12 月 5 日（金）から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとする。

5. 業務内容

（1）一般廃棄物の数量

約 500kg（契約日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで）

一日あたり約 10 kg

上記の数量は、本市の収集実績に基づく数量であり概算であるため増減する可能性がある。

（2）収集場所

太左衛門橋南西

大阪市中心部道頓堀 1 丁目 5 番付近

（詳細な収集場所は別図のとおり）

（3）収集日、収集時間、収集回数

本業務は、巡回清掃により回収した一般廃棄物を運搬するものである。

巡回清掃の作業日及び時間は、「4. 履行期間」内の年末年始（12 月 29 日（月）から 1 月 3 日（土））を除く、金・土・日・祝日 各日 13 時から 17 時まで実施する。

巡回清掃により回収した各作業日分のごみを速やかに収集運搬（1作業日分ごとに収集運搬）すること。

収集時間は、本市と受注者が協議しこれを取り決める。

（４）収集運搬作業

- ① 収集するごみは、本市にてその重量を測定し、収集場所に保管している。
- ② 収集したごみは、速やかに処理施設へ運搬すること。
- ③ 作業にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。
- ④ 本市処理施設の受入基準に合致しないごみについては、本市監督職員の指示に従い対応すること。
- ⑤ 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみ（産業廃棄物を除く）を残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、本市監督職員の承諾を得ること。
- ⑥ 作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げるようなことのないよう十分に配慮すること。
- ⑦ 作業にあたっては、粉塵の発生防止を行う等、周辺を汚さないよう注意し、作業にともないごみが飛散・散乱した場合は、きれいに清掃すること。
- ⑧ 収集運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- ⑨ 台風などの荒天により通常通りに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を本市監督職員に報告し、支持を受けること。

（５）その他

- ① 受注者は、本業務において、第三者との事故・問題等が発生した場合は、直ちに適切な処置を取り、受注者の責任により誠意をもって解決にあたるとともに、その経過、内容を速やかに本市監督職員に報告し、指示に従うこと。
- ② 本業務の履行にあたっては、本市と十分に連絡、調整を行うこと。

6. 提出書類

- （１）受注者は、本業務における業務責任者を定め、本市に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有している者であり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- （２）受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに本市と調整の上、業務計画書を作成し、本市へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、本市の承認を得ること。

(3) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、本市へ提出すること。

7. 使用車両

(1) 受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、本市が定める提出書類及び必要書類を提出し承認を得なければならない。

(2) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務で使用してはならない。使用車両に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出し承認を得なければならない。

(3) 受注者は、本業務で使用する車両が大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者からの借受車両である場合は、当該許可業者の大阪市一般廃棄物収集運搬業許可申請書に記載されている車両（大阪市承認車両でない車両）でなければならない。

(4) 業務遂行時における駐車スペースは受託事業者の責において確保すること。

(5) 受注者は、業務従事者に急停車、急発進、急ハンドル等のない安全かつ丁寧な運転を心がけるよう指導するとともに、環境への負担が少なくなるよう考慮した運転に努めるよう指導し、実施させること。

(6) 本業務に使用する車両については、車両使用に係る特記仕様書に適合するものを使用すること。

8. 処理施設

(1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画書上、原則として舞洲工場とする。

(2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路（往復）
此花区	指定なし
福島区	安治川右岸線（※1）
その他	高速道路又は夢舞大橋（※2）
（※1）搬入後、此花区の収集に向かう場合は、復路の指定なし。復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。	
（※2）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定なし。福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。	

(3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することになる場合は、受注者は協力すること。

9. 収集運搬量

受注者は、本市から提出されたごみ計数票の写しに記載された数量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

ただし、測定内容に疑義がある場合は、両者立ち合いのもと確認を行うものとする。

10. 自動軽量システム IC カード

自動軽量システム IC カードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

11. 報告

受注者は、毎月の作業終了後、報告書（作業月報）を作成し、軽量票の写しとともに、業務実施月の翌月 10 日（当該日が閉庁日である場合は、翌開庁日※3 月分は 31 日）までに本市に報告すること。

12. 再委託の禁止

本業務委託は、再委託を禁止する。

13. 経費の負担

本業務委託における処分費及び運搬費等費用の一切は、受注者の負担とする。

14. 概算契約

仕様書記載の数量及び契約書記載の契約金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。当初契約は概算数量で契約するが、業務完了後数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細書（別紙）の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当を加算して行う。

計算にあたり 1 円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てることとする。

15. 業務委託料の部分払い等

受注者は、本業務の履行完了前に 1 か月単位でまとめて請求を行うこととし、本市は、受注者の請求書記載の請求日より 30 日以内に委託料の支払いを行う。

なお、本業務における本市環境局処理施設への支払手数料は委託料に含むものとする。

ただし、契約期間内に支払手数料の改定があった場合は、改定増減額をキロあたりに割戻して改定実施日以降の単価を増減させ、委託料を算出するものとする。

16. 検査・計量

受注者は、本市が必要と認め指示するときは、本市が実施する検査・計量に協力すること。

17. 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、又は市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、本市に帰属する。

18. 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」をふまえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利害を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

19. その他

- (1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を理解のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は本市の解釈による。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、本市と受注者が協議しこれを取り決める。

20. 事業担当

大阪市中心区役所魅力推進課（魅力推進）井上
電話 06-6267-9831

概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
一般廃棄物 収集搬業務	500kg		
業務委託料総額（税抜き）			
消費税及び地方消費税			
業務委託料総額（税込み）			

※ 数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

収集場所

太左衛門橋南西 (階段下) 大阪市中心区道頓堀1丁目5番付近

